

平成22年第4回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成22年5月19日 開会

平成22年5月19日 閉会

東吾妻町議会

## 平成22年東吾妻町議会第4回臨時会会議録目次

### 第1号（5月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○同意第1号の上程、説明、採決	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第2号及び議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○閉会の宣告	24

## 平成22年東吾妻町議会第4回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成22年5月19日(水)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について
- 第4 議案第1号 東吾妻町等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

### 欠席議員(1名)

13番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	総 務 課 長	渡 辺 三 司 君
企 画 課 長	蜂須賀 正 君	保 健 福 祉 課 長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税 務 会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	高 橋 春 彦 君
上 下 水 道 課 長	加 辺 光 一 君	事 業 課 長	富 沢 美 昭 君
教 育 課 長 ・ 教 育 長 職 務 代 理	先 場 宏 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 正 己	議 会 事 務 局 佐 補	田 中 康 夫
議 会 事 務 局 任 主	角 田 光 代		

---

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

田植えの準備も始まり、田や畑が農作業する人たちで活気づいてまいりました。

ここに平成22年第4回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の平成22年第4回臨時会は、付議事件として、東吾妻町副町長の選任についてを初めとして、4件の議案が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員につきましては、家族から欠席の申し出があります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成22年度第4回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、ここに開催できますことに、厚く御礼を申し上げます。

過日、執行されました東吾妻町町長選挙において、町民はもとより議会の皆様の温かいご支援、ご協力をいただきまして、今後4年間町政執行を担わせていただくことになりました。どうぞよろしく願いをいたします。

今、その職責の重大さを改めて痛感するとともに、身の引き締まる思いであり、東吾妻町

の振興と発展に向けて決意を新たにしております。

今回の選挙で掲げました私のビジョンとしては、だれもが安心して暮らせ、東吾妻町町民であることを誇れる町づくりであります。

このためには、安全で安心の町づくり、地場産業の活性化による明るい暮らしづくり、お年寄りが生き生き暮らせる町づくり、町民参加と対話の行政運営、豊かな自然のもと創造性豊かな教育ができる町づくりなどを実行し、町長と議会の円滑な協議を促進し、役場職員の士気を高め、三位一体となって明るく元気な町づくりを行っていきたいと考えております。

東吾妻町のような中山間地域は国土の保全、森林の整備、水源の確保、食料の供給などさまざまな国民の生存を支える重要な役割を果たしてきており、これからもその役割を果たし続けていかねばなりません。

しかし、そこには厳しい財政状況、過疎化・少子化が進む中でさまざまな取り組みを行い、山積する課題を解決し、新しい時代の町づくりを行うには並大抵の努力ではなし得ません。それには、議会の皆様のご理解、ご協力が必要であります。

これからも議会の皆様と職員、そして私が力を合わせて町民一人一人が誇りと愛着を持ち、生きがいを実感できる東吾妻町の実現に向けて全力を傾注していこうではありませんか。

何とぞご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会では東吾妻町副町長の選任についての同意1件、東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例外2件の議決をお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第4回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時07分)

◎議事日程の報告

- 議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、14番、佐藤利一議員、15番、加部浩議員、16番、菅谷光重議員を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。
- 

◎同意第1号の上程、説明、採決

- 議長（一場明夫君） 日程第3、同意第1号 東吾妻町副町長の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を願います。  
町長。  
(町長 中澤恒喜君 登壇)
- 町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について、これについて提案理由

の説明を申し上げます。

東吾妻町副町長に大柏木在住の高橋義晴さんを新たに選任したいと思いますので、ご同意をお願いする次第でございます。

高橋義晴さんは、昭和41年吾妻町立坂上中学校を卒業、その後高等学校へと進み、昭和44年3月に中之条高等学校を卒業後、吾妻町農業協同組合、朝日電器株式会社を経て、昭和47年8月から吾妻町役場に奉職され、現在に至っております。

今までに保健福祉行政22年4カ月、社会教育課参事4年3カ月、商工観光課長1年、ふれあいの郷施設長2年11カ月、企画調整課長2年9カ月、社会教育課長兼中央公民館長2年4カ月、企画課長8カ月、教育課次長1年1カ月など37年4カ月にわたり、行政に携わり行政関係の知識は豊富で人格、識見ともに最適であると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、同意をいただきますと、5月20日に選任する予定でございますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 本件については人事案件ですので、従前の例により、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございますか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 先ほど町長あいさつの中で、副町長の選任の同意について慎重審議の上というような発言がありました。ただいまの議長の議事進行であります。その趣旨に反しますので、1点だけ伺っておきます。

その、人物その者云々は町長の選任事項ですから触れませんが、それを、いつ、どこの時点で把握したか教えておいてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お答えをいたします。

副町長の人選につきましては、私が4月23日に就任後、町行政の先輩方、また現役の職員の方々などから意見を聴取いたしまして、そして最終的に、その高橋さん本人と私が面談をいたしまして、町政の執行についての考え方等の意見を交換をいたしました。

その結果、私のパートナーとして本日同意をお願いしたということでございます。いつの時点といいますか、それははっきり何日というのはここではちょっと出てきませんが、そういうふうな経緯で人選をいたしました。



以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、本人と直接意見を交換をした、あるいは常々民主主義について、あるいは地方自治について、そういった話題はなかった。そうすると、その今、町長が言いました面談をした、その日が初対面だと理解してよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その日が初対面ということはございません。私はこういうふうな立場になる以前から本人は知っておりましたし、多少の話はしたということもございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ことは副町長です。多少の話し合いで物事が決まる問題とは思えない。場合によれば、どういいますかね、一心同体と。ちょっと表現が悪いかも知れません。あるいはまた、その後始末は自分で責任をとらなくてはいけないという。少なくとも副町長となると、その専決委任された部分については、無限責任が発生する。

職員であった限り、過失についても責任が問われていない、この立場の人間が無限責任の座に座るということは、かなりの部分腹を据えてかからなければいけない。

多少、話はしたことはありますという中で、その責任に足りる人材であるか判断できたということの結果になると思います。それはそれでけっこうです。それで、その面談というのはどのくらいの時間数を消費しましたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 時間的に何分とか何時間とかという、そういうことはちょっと、わかりませんね。いろんな話に及びましたので、時間的にはかなりあったと思いますけれども。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それで、ちょっと角度を変えますと町長の今度の選挙公約、第1点が行政改革と明示してありました。それで、行政のずっと流れの中にいた、この職員が副町長について、行政改革を果たせるとお思いでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、その副町長本人だけでやる問題ではございません。私も当然パートナーとして、それについて執行するわけでございますので、お互いの意

見を交換したり、私が、また指示をしたり、そういうことを行って実行していきたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ああ、そうでしたか。町長が副町長のパートナーだと。まあ、それはいいです。主観の相違ですから。

がらりと角度を変えて伺います。いいですか。5月20日の選任といいました。そうすると、少なくともきょうは辞表が出るのだと思います。今現在辞表が提出されていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まだ提出はされておられません。

○9番（大図広海君） 辞表が提出されていない人物について承認を求めると。これも、随分安全な綱渡りだといえますか、綱を渡ってるのですけれど、実は綱はどこにもなかったみたいなんですね。まあ、いいです。これは主観の相違です。

仮に、きょう辞表が提出されて、あした選任されると思います。退職金が払われます。職員ですから。定年退職まで、また何カ月か残っています。さて、これは勸奨退職の対象になりますでしょうか。確認しておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 対象にはなりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、職員にも、いや、この高橋義晴君については、6月期のボーナスの支給の対象になります。この支給について詳細に説明してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 詳細にということは、ちょっと今、資料がございませんので、お答えはできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 資料がないのではなくて、条例が頭の中に入っていない。こういうことなんだと思います。いいですか、給与条例の19条で6月1日が基準日となっています。ただし、基準日前1カ月未満在職した職員については、100分の100の支給があります。

私の認識は間違っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 正しいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 正しいでしょうね。昨夜、一生懸命勉強しました、私もない頭を使って。しかし、6月1日時点で、いいですか、副町長にもボーナスは支払われます。6月1日時点の在職の副町長について。これは、在職が3カ月未満になるので本来のボーナスの、いいですか、基準、査定から100分の30というところの計算値で、いわゆる期間率を計算した額で、今の条例上では払われます。この支払いは行われますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例で定められている額は支払われるというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それが当然なんです。条例は支払いを義務化しているわけですか。そうすると、この義晴君は6月期のボーナス、職員としてのボーナスを100%いただきます。よろしいですね。6月1日時点では、もうすでに副町長だったので副町長としてのボーナスも、6月期のボーナスが本来の条例どおり期間率の中で支払うことになります。この事実は間違いない事実ですよ。教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、詳細の部分を調査の上、お答えをいたします。

○9番（大図広海君） では、それまで休会ということですか。

○議長（一場明夫君） ただいまの関係を、すぐしないと判断に困るということの解釈でいいですか。

○9番（大図広海君） 重要な問題と思いますよ。

○議長（一場明夫君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいまの質問の内容について町長、執行部については資料を用意していただきます。

(午前10時22分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前10時31分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を進めてまいります。答弁を町長お願いいたします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 休憩時間に調べましたところ、これにつきましては、6月1日以降の副町長としての分が支払われるということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうなるとここに、条例が手元がないのがちょっと残念ですが、これは議員のボーナスも同じような関係で成り立った事情を同僚諸氏も頭の中に入っていると思います。

今の町長の答弁は非常に的を射ていないというか。6月1日基準日について在職していた副町長について、いいですか。基準日を原点として支払う。それは、それまでの間、こういう貢献があったという以前に対しての報酬、要するに6月1日以前に働いていた部分についての期末手当部分としてのボーナスなんです。だいたいボーナスというのは、そういうふうになっています。

ところで6月1日以前、期間率がありまして、いろいろきて何箇月の場合には、みたいな形であります。我々前回の選挙で当選した後も同じ問題を抱えていました。これは、うまくないということで是正しました。

ということで、副町長と町長の報酬については、19条の部分にも準用していますので、ここなんです、期間率が生きちゃっています。そうすると6月1日基準日に対して1カ月未満の部分について、在職する人は100分の30の支払いになるんです。

6月1日以降のものではないのです。認識を新たにしてもらえませんか。

○議長（一場明夫君） 大図議員、今のは質問ではないですよ。

○9番（大図広海君） 質問に対して正しい答えが来ていないから。あなたの考え方は間違ってますよと言いたいのです。そう思いませんかと言っているのです。

○議長（一場明夫君） わかりました。

町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、職員から特別職の職員になったわけですので、先ほど申しましたように特別職の職員は6月1日以降の副町長としての特別職とし

ての職員の分が支払われると。それにつきましては100分の30であるということになっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分ひよった考え方ですね。そうしますと、6月1日、町長も当然に在職すると思います。町長のボーナスはどうなりますか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） それも関係ありますか。

○9番（大図広海君） あるから聞いているのです。

○議長（一場明夫君） 副町長を任命、同意するのに関係がありますか。

○9番（大図広海君） あります。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましても、決まりどおりに支払っていくということになると思いますが。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 決まりどおりといいますと、今の決まりは町長流に解釈しますと、町長のボーナスも6月1日の基準日にはどういう計算式になって、どういう支払い額になりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっとそこまでは即答できません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから不勉強といわれるのです。今言っているように町長のボーナスも6月の基準日について在職期間が3カ月未満ですよ。1カ月以上あったか。でも3カ月未満。すみません、手元に数字がなくて申しわけないです。おそらくは10分の30の、100分の30と書いてあったかな。支給になると思います。本来の計算式ですね。前任の町長のときもそうでした。これは確認してあります。

そうなりますと、6月1日の基準日までに1カ月未満あるいは1カ月以上3カ月未満、いろいろとそこの基準の中である。ゆうべ私、しげしげと見ていましたら、この義晴君の場合5月20日の選任ですと、ここなんです。100分の30の支払いが義務化される、そう解釈が成立するのですけれど、この解釈は間違っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 副町長に当たる100分の30だと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると町長は、期間率の計算の中で100分の30。そうすると義晴君の場合にも、やはり6月1日には現に副町長として在籍しているのですから、100分の30という計算式が当てはめられる。町長の裁量でこれは与えないという裁量はそこにはないわけなんです。それは条例主義だからです。

支払いは義務化されているんです。これは支払ったところで違法ではないんですよ。いいですか、条例がそういうふうになっている。この部分について言えば、それを実行しますかと聞いています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは、条例に当てはまるものについては執行いたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、先ほどの解釈が随分違ってくるじゃないですか。6月以降の部分のように伺いました。その発言、訂正する用意がありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 間違った答えはないと思いますけれど。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） まあ、いいです。間違っただけではない。でも、朝令暮改どころではなくて、もっと激しい内容の変動があったと、私は理解しています。まあ、いいです。これは議員諸氏がどうやって判断するかによります。

1点伺っておきます。この問題を回避するために、どういったことがなされるかという、選任を6月2日以降にする。そうすることによって6月の期末手当での支給が平行支給にならないということができる。少なくとも町民感情から見ると、この程度の配慮は必要かと思えます。その用意があるか伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 平行支給ということは考えられません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、この条例が不備であることは事実なんです。期間率などというものがあつたこと事態が、なかなか特別職にはなじまないということは、前々から我々が審議している内容なんです。

このことについて、いいですか、選任の時間的なタイムラグを使うことによっておいて、だから19日の辞表で、20日の選任かあるいは同時期になるかもしれません。でも、これは

職員としての部分についての6月1日以前1カ月未満の部分については100分の100の支給と条例で決まっているのです。

ところで、6月1日について在職する副町長には当然に、また、ボーナスが支給される。それは副町長についても同じように支給される。副町長も規則どおりのものを、条例どおりのものを受け取ると言っていました。そういうことになりますね。

副町長についても、それは実行されないといけないのです。副町長には与えませんという町長の裁量はそこには発生しないのです。この理解があるならば、その町民非難を避けるためにはどういうふうにするかという、6月2日の選任で十分ではないか、そういった提案なんです。理解が進みましたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご提案として受けとめて、考慮いたします。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、採決の方法についてお諮りいたします。これまでは副町長の採決に当たっては無記名投票でありましたが、5月11日開催の議会運営委員会では、今回は起立採決によるものと決定いたしました。

議会運営委員会の決定のとおり、採決の方法は起立採決とすることにご異議ございませんか。

3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 異議あり。議運の方々にはいろいろご配慮いただいて、いろいろ検討してもらったのですけれども、やはり従来どおり人事案件に関しましては議員必携にありますように、議員一人一人の意思を正確に判断するために無記名投票をすることが望ましいということが書いてあります。

それによって、私もぜひ無記名投票で行っていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 動議の賛成者が……。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ただいま金澤議員から、採決の方法について投票による動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

採決方法について、投票による動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（一場明夫君） 起立6人。

したがって、採決方法については投票によることの動議は、会議規則第82条の規定により6人以上の賛成がありますので、無記名投票による採決と決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時45分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時55分）

---

○議長（一場明夫君） これより、同意第1号 東吾妻町副町長の選任についての投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（一場明夫君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に14番、佐藤利一議員、15番、加部浩議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）



○議長（一場明夫君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条で否と定めておりますので申し添えます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（一場明夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（一場明夫君） 投票漏れはありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

佐藤利一議員及び加部浩議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○議長（一場明夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 12票

反対 4票

以上のとおり、賛成が12票です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(一場明夫君) ここで休憩を取ります。

再開を午前11時20分とします。

(午前11時06分)

---

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時20分)

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

日程第4、議案第1号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例(平成20年東吾妻町条例第30号)の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

人件費の抑制並びに選挙公約の一つでもあります東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

町長につきましては給料月額に100分の30を乗じて得た額を、副町長につきましては給料月額に100分の15を乗じて得た額を減ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださりますようお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(渡辺三司君) それでは説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただければと思います。

第2条関係ですけれども、期間につきましては平成22年5月19日から平成26年4月22日までです。本日、ご議決いただければ本日からということになります。

支給率につきましては先ほど提案理由がありましたように、町長につきましては100分の30、副町長につきましては100分の15を乗じて得た額を減ずるということになります。

現在、町長、条例でいきますと72万円になっております。それに30%を減じますので、支給額といたしますと50万4,000円になります。副町長につきましては現行58万7,000円ですので、15%減じますので支給額が49万8,950円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） ただいまの説明50万4,000円、それで副町長49万8,950円、これを金額について職員の金額との逆転というか、その関係について説明してほしいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 職員との逆転現象はございません。ちょっと今、手持ち資料がないので細かい数字はわかりませんが、一番給料をもらっている方で、43万円前後だと思われましたので逆転現象はございません。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 逆転現象がないという説明でありまして、一番多くもらっている人が、程度というのではなくて、はっきりこの際、その金額を示してほしい。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 申しわけございません。今ちょっと手持ち資料がありませんので、ちょっと時間をいただければお持ちします。

○議長（一場明夫君） それでは暫時休憩といたします。資料を至急持って来てください。

（午前11時25分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

16番、菅谷議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 議員の質問の額でございますけれども43万7,650円です。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○16番（菅谷光重君） はい、ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 7番、それでは1点だけ伺っておきます。

先ほどの説明で、町長は人件費の抑制のためにこれを実施するのだと発言があったと思いますけれども、また冒頭のあいさつでも行財政改革を進めるという発言があったわけですが、総務委員会としても職員給与の問題について、ずっと適正化ということで検討を重ねてきたわけですが、そんな部分を含めて、今後、職員の給与に対して当然先陣を切って職員の給与を抑制するんだという考え方から、みずからの給与削減、報酬を削減するのだと思いますけれども、今後の対応について、その部分については就任早々ではありますけれどもどんな考えをお持ちなのか、伺っておきたいと思っておりますけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私、選挙中からも行財政改革に取り組む姿勢を見せるということで、給与を30%カットするということを申してまいりました。今後も、その考えで職員の給与等も慎重に見直しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○7番（角田美好君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 1点伺っておきます。町長就任でおよそ1カ月ということになります。

この改正案の中で5月19日からということになります。20日が給与の支払い日なのですが、すみません、報酬の支払い日なんです、この条例に遡及的な効果を持たせるという考えはなかったのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日割り計算になると思います。

○9番（大図広海君） 質問に教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事務的には、議決になった日以降という考えということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） なぜ日割り計算の答えが出たか、ちょっと理解に苦しむところなんです。昇給の場合にこれを遡及的な効果を持たせる、これは慣例上有効とされています。

それで、減給の場合は、果たしてこれが有効かどうか。職員の、その給与条例主義の中でおいといて、そこまではということで、みんな躊躇しながら、いまだかつてその実例は見えていません。ただ、これは本人のほうから異議の申し立て等が出ると、紛争のもとになるということはあるんです。

ところで、選挙公約できちんとうたいました。今、やがてひと月が過ぎようとしています。その中できちんと仕上げるのには、この条例に遡及的な効果を持たせる。それが首尾徹底したやり方かと思いますが、その考え方はありませんでしたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そこまで考慮はしてありませんでした。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは、お金の問題ではなくて考え方の問題なんだと思いますね。かつて現在の町長が、ふれあい公社の役員として議場にあらわれたとき、前任者の町長から、ここにいる人たちはみんな豊かですと紹介されました。その言葉を信じましょう。

だから、要するに報酬の額の問題ではないのです。取り組む政治姿勢の問題なのだという事で、まず、その公約の第1の実現なんだと思います。

そうすると町長の報酬の減額というのに、遡及的な効果をもたらす条例が町長自体から提案されても、ここなのですね、そのことについて異議の申し立てをする余地はないわけですね。だとすると紛争は起こらない。首尾徹底するならば、この条例に本年の任期の当初からという遡及的な効果をもたらす……

(発言する者あり)

○9番(大図広海君) いいですか、あしたの報酬の支払い日には、まだ間に合う。そういった配慮はなされませんでしたでしょうか。

○議長(一場明夫君) 先ほど答弁済みだと思いますが、よろしいですか。

○9番(大図広海君) 答えた内容が随分違っているでしょう。

○議長(一場明夫君) 考えなかったという答弁でしたが。

9番、大図議員。

○9番(大図広海君) 私の理解は考えなかったのではなくて、考えが及ばなかったという解釈をしています。改めて言われてみると、そのほうがいいのかと思う部分がありませんでしょうかと聞いているわけです。

○議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) やはり、なかなか正当なご意見だと思います。

○9番(大図広海君) ぜひそのようにしてください。

○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第2号及び議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、議案第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

は一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例及び議案第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

国において平成22年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が成立いたしました。この改正を受けて東吾妻町税条例及び東吾妻町国民健康保険税条例で引用している法律、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の名称が6月1日施行で改正となります。このための一部改正であります。条例の内容変更ではありませんのでよろしくお願いいたします。

改正内容の詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長(武藤賢一君) よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号、議案第3号なのですが先ほど町長が説明しましたとおり6月1日施行で法律の名称が一部変わります。

まず、議案第2号の新旧対照表の1ページを開いていただければと思います。

この第20条の4のところに、まず改正前ですが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律。昭和44年にできた法律なのですが、この法律が「租税条約等」というふうに、租税条約のあとに「等」がつきます。

この内容を見ていただくとわかると思うのですが、ここから要するに引用している第3条の2の2第10項ですとか、そういった条文の内容については変わっておりませんので、引用の法律の名称が変わったということの一部改正ということでご理解願えればというふうに思います。

それと、議案第3号の保険税条例のほうなのですが、改正手続きをしていく中で一部引用していない部分の文章が入ってしまったので、条項整備という形で削除したいと考えております。

また、新旧対照表を保険税条例のほうを見ていただきたいと思いますので、1ページの附則の第13項、右の改正前の下のほう、「と、23条中」というふうな文言があると思います。

この引用が、引用しているものがなかったということで、保険税については県内で幾つかの法律、若干解釈の違う部分がありまして、その辺の準則がそのまま載っていたのが経過のかなというふうに考えております。

というところで、これはあっても影響はなかったのですけれども、間違っておりましたので、条項整備という形で削除させていただきたいと思っております。

以上、雑駁ですけれどもよろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 単純な質問を行います。ただ、この条例の改正「等」というのを入れるということですが、ただ「等」を入れたというだけではないんです。この「等」を入れたというものは、何で「等」を入れたか。その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） その辺は、調べてみたんですけれども、その辺の「等」についての解釈がなかなか載っていなかったということで、その辺は即答がちょっとできないのですけれども、いわゆる租税条約です。

こういった国際的な取り引き等ができてきて、会社等もいろいろな意味で外国で、要するに所得を得たりとか、そういった中の租税条約という部分の名称変更です。

条文自体については、先ほど申し上げましたように、いわゆる、その租税条約の第1条にどうということが書かれていますよということの内容は変更になっておりません。

ですから、そういった意味でご理解願えればというように思うのですけれども。

「等」について、なぜ「等」がついたかというのは、ちょっと私も調べてみました。ただ、今のところ、そういったものが入手できなかったというところで、解答にはならないですけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私も、これずっとインターネット等々ずっと調べたんですけれども、この解答がわからなかったもので、今お尋ねしたわけですが、それはそれとして。



そうすると、これが所得税法、法人税法、それと地方税法というものが出てきますけれども、町民に対して税金、要するに税がこれによって変わるものが出てきますか。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 先ほど申し上げましたように条文等は変わっておりません。ですから、内容的には変わらないということです。

例えば一例を上げますと、例えば法人税等申告納付という形であります。法人税の場合でいわゆる外国で税金がかけられた部分については、それを差し引いた額が、いわゆるうちの法人税の所得割、法人税割の課税対象になりますということで、そういった意味で租税条約というのは、例えば国と国との間の二重課税の防止であるとか、脱税があっては困るというような、そういった中での条約というふうに理解しております。

ちょっと説明にはならなかったのですがよろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○15番（加部 浩君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。初めに、議案第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時45分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 佐藤 利 一

署名議員 加部 浩

署名議員 菅谷 光 重